

行政事業レビューシート

(厚生労働省)

予算事業名	医療給付費の適正化 (医療保険給付費国庫負担金等)	事業開始 年度	大正15年度等	作成責任者																														
担当部局庁	保険局	担当課室	総務課・国保課・高医課・医療課	総務課長																														
会計区分	一般会計	上位政策	医療保険給付に必要な経費																															
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	健康保険法第(73条、78条、153条、154条) 国民健康保険法(41条、45条の2、70条、72条) 高齢者の医療の確保に関する法律(66条、72条、93 条、95条)等	関係する計画、 通知等	保険医療機関及び保険医療費担当規則 「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成20年9月 22日保発0922002号保険局長通知)等																															
事業の目的 (目指す姿を簡潔 に、3行程度以内)	全国健康保険協会管掌健康保険(以下、「協会けんぽ」という。)、国民健康保険及び後期高齢者医療等の健全な運営を図るため、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき医療費等に要する費用の一部を負担しているが、保険診療の質的向上及び適正化を図るため、保険医療機関等の指導・監査等を行うとともに、保険者等については、医療費適正化に資する各種事業を実施。																																	
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	全国健康保険協会、市町村、後期高齢者医療広域連合等医療保険者に対し、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険給付費等に対する国庫負担額を交付しているが、保険診療の質的向上及び適正化のための保険医療機関等への指導・監査等を行うとともに、保険者等については、医療費適正化に資する各種事業を実施。 (主な国庫負担割合:協会けんぽ 16.4%、市町村国保 43%、後期高齢者医療 33%等)																																	
実施状況	1. 保険医療機関等及び保険医等に対し、保険医療機関及び保険医療費担当規則等に定められている診療方針、診療報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等を周知徹底するとともに、診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等は監査を行い、平成20年度は、3,410件の個別指導、4,938件の新規個別指導及び69件の監査を実施し、保険医療機関等から約36億6千万円の返還を行った。 柔道整復療養費については、情報提供等に基づき、平成20年度は、72件の個別指導、18件の監査を実施し、1億3千万円の返還を行った。 2. 医療指導監査等業務に係る体制の強化を図るため、職員等の増員を行うとともに、職員の資質向上を図るため、毎年事務職員及び指導医療官等の研修を実施している。 3. 指導監査業務等を効率的かつ効果的に行うためには、全国的に統一化及び標準化を図る必要があることから、本省から地方厚生(支)局及び都府県事務所に外向き業務指導等を実施している。 4. 保険者等の医療費の適正化については、 ・保険者におけるレセプト点検(資格点検、内容点検、重複・頻回受診指導等) ・レセプト電子化によりシステムのチェックが可能となることから、レセプト点検項目の拡充による業務の拡充強化を図る。 (保険者・審査支払機関) ・後発医薬品のお願いカード及び窓口負担軽減額のお知らせ通知(協会けんぽは「お知らせ通知」について、22年1月～6月に全国展開) ・医療費通知 ・被保険者証の検認 ・特定健診・保健指導等 を実施している。																																	
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																												
予算額(補正後)	6,514,394百万円	7,112,764百万円	7,849,023百万円	8,072,046百万円																														
執行額	6,514,310百万円	7,112,764百万円	7,848,688百万円																															
執行率	100%	100%	100%																															
総事業費(執行ベース)																																		
注)上記表については、「(項)医療保険給付諸費(大事項)医療保険給付に必要な経費」を積み上げたものであるため、旧政管健保に係る国庫補助については含まれていない。																																		
支出先・ 使途の把握 水準・ 状況	保険診療の質的向上及び適正化のため、骨太方針に定められた個別指導を毎年8,000箇所を行うこととされているが、平成20年度は、3,410箇所の実施に留まっているため、全国統一の実施要領を作成し、指導監査業務等の標準化・統一化を行い、さらなる指導・監査の充実を図る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療分</td><td>個別指導件数</td><td>2,878箇所</td><td>3,334箇所</td><td>3,264箇所</td><td>3,410箇所</td></tr> <tr> <td>返還額</td><td>60億6千万円</td><td>53億4千万円</td><td>55億5千万円</td><td>36億6千万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">柔整分</td><td>個別指導件数</td><td>261箇所</td><td>211箇所</td><td>186箇所</td><td>72箇所</td></tr> <tr> <td>返還額</td><td>0.6千万円</td><td>0.6千万円</td><td>0.8千万円</td><td>1億3千万円</td></tr> </tbody> </table> 注)返還額は監査によるものを含む。								17年度	18年度	19年度	20年度	医療分	個別指導件数	2,878箇所	3,334箇所	3,264箇所	3,410箇所	返還額	60億6千万円	53億4千万円	55億5千万円	36億6千万円	柔整分	個別指導件数	261箇所	211箇所	186箇所	72箇所	返還額	0.6千万円	0.6千万円	0.8千万円	1億3千万円
		17年度	18年度	19年度	20年度																													
医療分	個別指導件数	2,878箇所	3,334箇所	3,264箇所	3,410箇所																													
	返還額	60億6千万円	53億4千万円	55億5千万円	36億6千万円																													
柔整分	個別指導件数	261箇所	211箇所	186箇所	72箇所																													
	返還額	0.6千万円	0.6千万円	0.8千万円	1億3千万円																													
自己点検	・指導監査業務等は、平成20年10月に地方社会保険事務局から地方厚生(支)局に新たに移管された業務であり、当該指導監査業務等に係る体制等が十分でなかったため、事務処理等が転換し、結果として返還額が減少したところである。 今後、指導監査業務等の標準化・統一化により、効率的かつ効果的な事業運営を行うとともに、職員等の増員が行われたことにより、さらなる指導監査体制の充実を図る。 ・柔道整復療養費については、審査基準の明確化や保険者等で設置する柔道整復療養費審査委員会の審査体制の充実を図る。 ・レセプト電子化の推進に併せ、審査支払機関においてシステムによる種々のチェック拡充を図ることにより、レセプト審査における査定件数の増及び査定点数の割合を高めていく。 また、保険者においては、現行のレセプト点検の体制及び精度を向上させることにより、更なる適正化効果を図る。 ・後発医薬品の使用促進方策として、現在、協会けんぽが全国展開中の「加入者あて窓口負担軽減額のお知らせ通知」を国保保険者等、他の保険者においても、その実施促進について国からの啓発を図る。																																	
見直しの 余地																																		
予算 チーム 監視 の 所 見 率 補 記	柔道整復療養費については、平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けの指摘等も踏まえ、平成22年6月に当該療養費の算定基準の見直し等の適正化を実施する予定。																																	

【平成21年度執行ベース】

厚生労働省

7,848,688百万円

〔各法に基づき、保険給付費に
対する国庫負担金等を交付〕

【交付】

A 全国健康保険協会

949,804百万円

〔全国健康保険協会管掌健康
保険の保険者〕

【交付】

B 市町村国保(1,773市町
村)

国保組合(165組合)

〔国民健康保険の保険者〕

【交付】

C 後期高齢者医療
広域連合(47連合)

3,638,074百万円

〔後期高齢者医療の保険者〕

【審査支払業務の委託】

社会保険診療報酬支
払基金

〔被用者保険における審査支払
機関〕

【審査支払業務の委託】

各都道府県国民健康
保険団体連合会

〔国民健康保険及び後期高齢
者医療における審査支払機関〕

【診療報酬明細書による請求に基づき支払】

保険医療機関等

【受領委任】

柔道整復師等

【指導・
監査等】

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

(注)老人医療給付費負担金(17,319百万円)については、平成19年度をもって廃止された老人保健制度の医療給付費(請求遅れ分等)の国庫負担であるため、記載を省略している。

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロック
ごとに最大の
金額が支出さ
れている者につ
いて記載する。
使途と費目の
双方で実情が
分かるように
記載）

A.全国健康保険協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付費	社会保険診療報酬支払基金等	679,076			
老人保健医 療費拠出金	社会保険診療報酬支払基金 (医療保険者が負担する老人保健 医療費の拠出金。社会保険診療 報酬支払基金を経由して、老人保 健の実施主体である市町村へ交 付。)	1,004			
後期高齢者 医療費支援 金	社会保険診療報酬支払基金 (医療保険者が負担する後期高齢 者医療費の支援金。社会保険診 療報酬支払基金を経由して後期 高齢者医療広域連合へ交付。)	269,724			
計		949,804	計		0
B.市町村国保、国保組合（大阪市）			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付費	国民健康保険団体連合会等	63,707			
老人保健医 療費拠出金	社会保険診療報酬支払基金 (医療保険者が負担する老人保健 医療費の拠出金。社会保険診療 報酬支払基金を経由して、老人保 健の実施主体である市町村へ交 付。)	499			
後期高齢者 医療費支援 金	社会保険診療報酬支払基金 (医療保険者が負担する後期高齢 者医療費の支援金。社会保険診 療報酬支払基金を経由して後期 高齢者医療広域連合へ交付。)	16,222			
計		80,428	計		0
C.後期高齢者医療広域連合（東京都広域連合）			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付費	国民健康保険団体連合会等	233,990			
計		233,990	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

【21年度交付決定額】

B. 市町村国保に係る医療保険給付費国庫負担額等の上位10者までの支出先

(単位:百万円)

順位	保険者名	国民健康保険療養給 付費等負担金	国民健康保険老人保 健医療費拠出金負担 金	国民健康保険後期高 齢者医療費支援金負 担金	国民健康保険財政調 整交付金	国民健康保険老人保 健医療費拠出金財政 調整交付金	国民健康保険後期高 齢者医療費支援金財 政調整交付金	合 計
1	大阪市	44,087	223	12,222	19,620	276	4,000	80,428
2	横浜市	42,348	1,146	12,951	12	0	0	56,457
3	札幌市	24,166	544	6,239	10,238	144	2,018	43,350
4	名古屋市	25,894	330	8,703	2,602	37	1,148	38,714
5	福岡市	18,835	273	5,076	8,120	114	1,441	33,860
6	神戸市	18,184	611	5,615	7,000	98	1,656	33,165
7	京都市	17,508	354	5,230	6,905	97	1,465	31,559
8	広島市	16,263	325	3,922	6,457	91	614	27,672
9	北九州市	13,364	374	3,756	6,284	88	1,496	25,363
10	川崎市	17,083	219	5,053	866	12	377	23,610

C. 後期高齢者に係る医療保険給付費国庫負担額等の上位10者までの支出先

(単位:百万円)

順位	保険者名	後期高齢者医療給付 費等負担金	後期高齢者医療財政 調整交付金	合 計
1	東京都広域連合	202,760	31,230	233,990
2	大阪府広域連合	173,123	53,000	226,123
3	北海道広域連合	164,284	58,759	223,042
4	福岡県広域連合	134,908	47,279	182,187
5	愛知県広域連合	125,269	33,820	159,089
6	兵庫県広域連合	121,176	37,237	158,413
7	神奈川県広域連合	132,810	25,282	158,092
8	埼玉県広域連合	100,132	28,246	128,378
9	千葉県広域連合	91,251	26,321	117,571
10	広島県広域連合	76,231	29,225	105,456